

【障害者総合支援法関係届出先フローチャート】

次に掲げる事業所等で①～③のどの区分の指定を受けているか。

①指定障害福祉サービス事業者

（居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障害者等包括支援，療養介護，生活介護，短期入所，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型，就労定着支援，自立生活援助，共同生活援助）⇒破線矢印

②指定障害者支援施設 ⇒破線矢印

③指定一般（特定）相談支援事業者 ⇒実線矢印

同一法人で指定を受けている障害福祉サービス事業所等が複数の都道府県に所在するか。
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印

指定を受けている障害福祉サービス事業所等は県内の複数の市町に所在するか。
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印

指定を受けている障害福祉サービス事業所等は広島市内，福山市内，呉市内にのみ所在するか。
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印

厚生労働省

広島県

広島市，福山市
呉市

障害者総合支援法第51条の2に基づく届出

同一法人で指定を受けている一般（特定）相談支援事業所が複数の都道府県に所在するか。
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印

特定相談支援事業のみに係る指定を受けている事業者であって，一の市町内にのみ事業所が所在するか。
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印

指定を受けている一般（特定）相談支援事業所が広島市内，福山市内，呉市内にのみ所在するか。
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線

厚生労働省

各市町

広島市，福山
市呉市

広島県

障害者総合支援法第51条の31に基づく届出